

サポート付インバウンド観光客向け Wi-Fi 「STARPAY Wi-Fi」 利用規約

第 1 章 総則

第 1 条（本規約の目的）

株式会社 NETSTARS（以下「当社」といいます。）は、サポート付インバウンド観光客向け Wi-Fi 「STARPAY Wi-Fi」 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「STARPAY Wi-Fi」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第 2 条（本規約の範囲・変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

第 3 条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と本契約を締結している者。
Wi-Fi アクセスポイント装置（以下「AP」といいます。）	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク（有線 LAN 等）に接続する無線装置。
LAN 給電装置	LAN ケーブルを介し、AP に対して電源を供給する装置。
各装置	AP、LAN 給電装置の総称。
Wi-Fi（ワイファイ）	業界団体（Wi-Fi Alliance）によって定められた、AP やモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノート PC 等の、契約者が準備し利用する Wi-Fi 規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。

クラウド	各装置の設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前に各装置を設定する機能。また、設定する専用受付番号により各装置設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。
SSID 名	一定の範囲における複数の AP、Wi-Fi があった場合に識別する名前。
パスワード（暗号化キー）	Wi-Fi に接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。
フレッツ光	当社が IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 に係る契約者回線。

第 2 章 本サービスの提供

第 4 条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙 5（料金表）で定める AP を提供し、契約者から請求があったときは、別紙 9（オプション料金表）で定めるオプションを提供します。

第 5 条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第 3 章 契約

第 6 条（契約の単位）

当社は、インターネット接続回線ごとに、1 の本契約を締結します。

第 7 条（最低利用期間）

別紙 10（最低利用期間）に定める期間を最低利用期間と設定します。

なお、キャンペーン等当社が本サービスの月額利用料を無料として設定した期間は最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間を設定するものとします。

また、最低利用期間内に解約を実施した場合、先にお支払いいただいた最低利用期間分の費用は返還致しませんのでご了承の程宜しくお願ひ致します。

第 8 条（契約申込の方法）

契約者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

第 9 条（契約申込の承諾）

1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって契約者に通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3 当社が、前 2 項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第 10 条（契約申込内容の変更）

1 契約者は、第 8 条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 11 条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第 12 条（契約者の地位の承継）、および、第 42 条（フレッツ光契約者に係る事項）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第 12 条（契約者の地位の承継）

1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出でいただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出でいただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 本条第 1 項又は第 3 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

(注) 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、インターネット接続回線のフレッツ光が光コラボレーションモデル（当社が別段の合意により締結するものをいいます。以下同じとします。）に関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

第 13 条（契約者の氏名等の変更の届出）

1 契約者は、第 8 条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出でいただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) 本条の規定にかかわらず、インターネット接続回線のフレッツ光が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

第 14 条（装置設置場所の提供等）

1 当社が提供する各装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

2 当社が提供する各装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

第 15 条（装置設置場所の移転）

当社は、契約者から要請があったときは、各装置の設置場所の変更等の手続きを受付します。なお、各装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

第 16 条（提供するプラン及びタイプの変更）

1 ベーシックプランを 12 か月以上利用した契約者は、ベーシックプランからハイエンドプランへのプラン変更が可能です。プラン変更後は、変更後のプランについて、別紙 10 に定める最低利用期間を新たに適用します。なお、ハイエンドプランからベーシックプランへのプラン変更はできません。

2 ハイエンドプラン及びオプションサービスは、2年タイプから5年タイプへのタイプ変更が可能です。タイプ変更後は、変更後のタイプについて、別紙 10 に定める最低利用期間を適用しますが、その起算月は、2年タイプの利用開始月からとします。なお、5年タイプから2年タイプへの変更はできません。

但し、前払いにて最低利用期間分のお支払いをして頂いた場合は、2年タイプから5年タイプへのタイプ変更は不可となります。

第 4 章 禁止行為

第 17 条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第 18 条（著作権等）

1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、本サービスを提供する上で、クラウドの使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第 42 条（フレッツ光契約者に係る事項）で定める場合を除く）・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な、クラウドの使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 5 章 利用中止等

第 19 条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむ得ない事由が生じたとき。
 - (2) 第 21 条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
 - (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6 か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 47 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第 47 条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第 17 条（営業活動の禁止）、第 18 条（著作権等）及び第 38 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 22 条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 23 条（契約者による解約）

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出でいただきます。
- 2 当社は、前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第 24 条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することができます。また、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

- 1 第 20 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- 2 第 22 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- 3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、

又は自ら申立をした場合

第 6 章 料金

第 25 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に定めるところによります。

第 26 条（利用料金の支払義務）

1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、別紙 5（料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に規定する月額料金の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙 6（訪問オプション料金表）に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 （注）AP、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、契約者は月額利用料の支払いを要します。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料

3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電気的操作による確認作業を含みます。）ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

4 当社（料金その他の債務に係る債権について、第 47 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。）は、訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。

第 27 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 28 条（延滞利息）

1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 第 47 条（債権の譲渡）の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

（注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第 29 条（料金計算方法等）

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に定める料金は料金月（1 の歴月の起算日（当

社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。)

から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、隨時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に本契約の解約等があったとき。
- (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。
- (4) 第 26 条(利用料金の支払義務)第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。

3 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第 26 条(利用料金の支払義務)第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間ごととします。

4 別紙 5(料金表)に規定する解約金は、第 7 条(最低利用期間)で規定する期間に満たない利用期間分の月数に各プラン、タイプ、オプションごとに定めた金額を乗じて計算します。

5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 8(当社が別に定めることとする事項)に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

第 30 条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 31 条(料金等の支払)

1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第 32 条(料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 33 条（消費税相当額の加算）

第 26 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 34 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第 7 章 損害賠償

第 35 条（責任の制限）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。（AP、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、賠償しません。）また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責めに帰すことのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 36 条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、クラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社は、第 19 条（利用中止）、第 20 条（利用停止）、第 21 条（利用の制限）、第 22 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。

第 8 章 個人情報の取扱

第 37 条（個人情報の取扱）

1 契約者は、当社、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)、および、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、SSID 名やパスワード(暗号化キー)等の各装置に設定する情報(以下「個人情報」といいます。)、及び、別紙 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社、委託会社およびクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

(1)本サービスの提供

(2)当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(3)当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(4)アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付

(5)役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発

(6)各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内

(7)インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

4 当社、委託会社およびクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)に規定する情報を利用します。

(1)契約者からの要請にもとづく、サポート業務

(2)ダッシュボードによる AP の利用状況の契約者による閲覧

(3)本サービスの品質、機能改善のための情報分析

5 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)の 1 及び 2 に規定する情報のうち MAC アドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。

6 当社および委託会社は、契約者のメールアドレスについて、クラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙 2(提供する機能)に規定する機能の ID、パスワード等の通知を目的として利用します。

7 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

8 当社は、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することができます。

9 契約者は、当社が第 46 条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、

料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 20 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

10 契約者は、当社が第 46 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 9 章 雜則

第 38 条（利用に係る契約者の義務）

1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1)各装置がインターネットに接続できる環境であること。
- (2)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

- (1)当社が契約者を訪問した際に各装置の設置（希望）場所に案内し電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。
- (2)当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 前 2 項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6)当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

- (9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10)本サービスを利用するパスワード（暗号化キー）、別紙2（提供する機能）で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (11)各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (12)各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (13)各装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (14)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

4 契約者は、前項の規定に違反して各装置を亡失又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第39条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1)当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2)当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3)モバイル端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4)モバイル端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5)その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第40条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1)第38条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2)契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3)不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幇助となる作業を当社に要求する場合。
- (4)その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第41条（設備等の準備）

1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するためには必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するためには必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 42 条（フレッツ光契約者に係る事項）

1 本サービスの申込と同時にフレッツ光を申込、又は、フレッツ光を契約している場合は、本サービスの料金をフレッツ光の料金と同一の請求書で請求します。

2 本条第 1 項に当てはまる契約者において、フレッツ光の譲渡・承継があった場合は、当社は、本サービスの譲渡・承継を承認します。

第 43 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 44 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 45 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 46 条（紛争の解決）

1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 47 条（債権の譲渡）

契約者は、本規約の規定により支払いを行うこととなった料金を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。

この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 48 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

- (1) 第 1 項に違反したとき。
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

附 則（平成 26 年 11 月 18 日東ビ開 1 ワ推第 14-0038 号）

1 この利用規約は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

2 提供するプランごとに先着（申込を受け付けて当社が承諾した順）で、100 の契約者

(同一契約者であると当社が判断した場合は 1 契約者とみなすこととします) に限り、平成 27 年 3 月 31 日までに当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金（月額利用料の部分に限ります。）について、別紙 5（料金表）に定める額に代えて 0 円を平成 27 年 3 月 31 日まで適用します。

附 則（平成 27 年 1 月 29 日 東ビ開 4 ヲ推第 14-00385 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日東ビ開 4 ビ企第 15-00056 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第 28 条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた本サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 東ビ開 1 ワ推第 15-00175 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 28 年 7 月 29 日 東ビ開 1 ワ推第 16-00060 号）

（実施期日）

1 この利用規約は、平成 28 年 7 月 29 日から実施します。

附 則（平成 28 年 10 月 6 日 東ビ開 1 ワ推第 16-00094 号）

（実施期日）

1 この利用規約は、平成 28 年 10 月 11 日から実施します。

附 則（平成 29 年 1 月 31 日 東ビ開 1 ワ推第 16-00180）

1 この利用規約は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

2 ベーシックプランからハイエンドプランへのプラン変更について、平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 6 月 31 日までに申し込みを受付し変更が完了したものについては、第 16 条第 1 項で定めるベーシックプランの利用期間の条件は 6 か月を適用します。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 東ビ開 1 ワ推第 16-00229）

1 この利用規約は、平成 29 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（平成 29 年 4 月 28 日 東ビ開 3 ワ推第 17-00019）

1 この利用規約は、平成 29 年 4 月 28 日から実施します。

【別紙 1（提供時間）】

当社は、サポートに関して、年間を通じて 9:00 から 21:00 までの間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付及びサポートを提供します。

また、当社は、訪問オプションに関して、年間を通じて時間を問わず（料金は、日時により加算、割増料金となります）提供します。

【別紙 2（提供する機能）】

別紙 5（料金表）で規定するベーシックプラン、ハイエンドプランの両プランに提供する機能提供機能

提供機能	内容
ギガ Wi-Fi	IEEE802.11ac に対応し、最大速度 1.3Gbps の Wi-Fi
モバイル端末同時接続	1 台の AP で複数のモバイル端末を同時に利用可能（快適に利用するには 30～50 台程度を推奨）
マルチ SSID	複数の SSID を設定（ベーシックプラン：8 個、ハイエンドプラン：15 個）
通信帯域設定	SSID ごと、又は、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
来訪者向け Wi-Fi インターネット（注）	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断した Wi-Fi インターネットを提供
MAC アドレス認証	モバイル端末の MAC アドレスによる認証（既設の LAN への設定変更は不要）
無線自動チャネル設定	電波干渉の少ない無線チャネルを定期的に自動で選択
5GHz への優先接続	電波干渉の少ない 5GHz を優先的に利用してモバイル端末と接続
電波のオン・オフ設定	SSID ごとに電波オン・オフの週間スケジュール設定
レディメイドの AP 設定	AP の初期設定を当社が事前に設定（レディメイド）
ヘルプデスク代行	・モバイル端末の追加、Wi-Fi 接続設定など、お客様さま 社内のヘルプデスクを代行（別紙 1（提供時間）に規定 する受付時間） ・離れたオフィス等の AP もクラウドから一元的に設 定
トラブルサポート	・Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、クラウドから Wi- Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定し

	対処（別紙1（提供時間）で規定する提供時間） ・AP 故障時は、迅速に交換用の AP を宅配
--	---

(注) 契約者が、公衆無線 LAN サービスの AP として本サービスを利用する場合は、公衆無線 LAN サービスに関するガイドライン（総務省や無線 LAN ビジネス推進連絡会等により策定）に従ってください。

別紙5（料金表）で規定するハイエンドプランのみに提供する機能

提供機能	内容
Facebook Wi-Fi	店舗の Facebook にチェックインした来訪者にWi-Fi インターネットを可能にする（来訪者の Facebook を通じて店舗の PR が可能）
指定 Web サイト表示	来訪者向けWi-Fi インターネット利用時に、指定した Web ページを表示
無線マルチホップ	2台の AP 間を無線で接続し、LAN 配線なしでWi-Fi エリアを拡張
電波出力自動調整	高密度に AP を設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
ダッシュボード（利用状況表示画面）	専用の WEB ページにお客さまのWi-Fi 利用状況を表示。トラフィック、アプリケーションの種類を解析してグラフ表示
指定アプリケーションブロック	業務に関係ないアプリケーションの接続をブロックすることが可能
アプリケーション帯域制御	業務に関係ない動画共有サイトや SNS などアプリケーション別に通信帯域を設定可能
接続ユーザー認証	SSID 毎にあらかじめ登録した ID とパスワードを入力した端末のみに Wi-Fi の接続を限定
お客様サーバー連携	お客様の Radius サーバーと連携し、Wi-Fi に接続するユーザーを認証可能
Japan Wi-Fi 連携	「Japan Connected-free Wi-Fi（注）」の認証機能を提供
ブラウザ認証 (メール・SNS 認証)	Web ブラウザ上でメールアドレスの登録や認証、SNS による認証を提供

(注) Japan Connected-free Wi-Fi を利用するには、NTT ブロードバンドプラットフォームが提供するアプリケーションが必要です。

最新の機能は、当社のホームページでご確認ください。

<https://flets.com/gigarakuwif/>

別紙 9（オプション料金表）で規定する LAN 給電オプションに提供する機能

提供機能	内容
LAN 給電	LAN ケーブルを介して、AP に対して電源を供給
LAN ケーブル診断	LAN 給電装置と AP の間の LAN ケーブルの故障を診断し、筐体のランプ状態で通知
トラブルサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様からの問診で得られる情報等を利用し、LAN 給電装置の故障を特定（別紙 1（提供時間）で規定する提供時間） ・LAN 給電装置故障時は、迅速に交換用の装置を宅配

別紙 9（オプション料金表）で規定する訪問修理オプションに提供する機能

提供機能	内容
トラブルサポート (24 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、クラウドから Wi-Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定し 24 時間 365 日対処 ・24 時間 365 日の現地訪問及び機器交換による故障対応

最新の機能は、当社のホームページでご確認ください。

<https://flets.com/gigarakuwifi/>

【別紙 3（モバイル端末のサポート範囲）】

最新のモバイル端末のサポート範囲は、当社のホームページでご確認ください。

<https://flets.com/gigarakuwifi/support.html>

【別紙 4（料金表）】

（料金は税別）

プラン	ハイエンドプラン	
タイプ	2年タイプ	5年タイプ
初期費用	0 円	
一括払い	126,720 円／台	246,000 円／台
月額利用料	5,280 円／台	4,100 円／台
解約金	<p>解約金 第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（24 か月）に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。</p> <p>また、一括でお支払い頂いたお客様は、上記の解約金は発生致しません。</p>	<p>第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（60 か月）に満たない月数に 1,800 円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。</p> <p>また、一括でお支払い頂いたお客様は、上記の解約金は発生致しません。</p>

- (注) 5年タイプはハイエンドプランのみで提供します。
- (注) 解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。
- (附則に記載の0円の期間が1か月にわたり適用される等支払いを行わない月は、利用期間としてみなしません。)
- (注) 2年タイプから5年タイプへのタイプ変更時における最低利用期間は、2年タイプの利用開始日から60か月となります。
- (注) 解約金は消費税の課税対象です。
- (注) ハイエンドプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

(料金は税別)

プラン	ベーシックプラン
タイプ	2年タイプ
初期費用	0円
一括払い	71,520円／台
月額利用料	2,980円／台
解約金	<p>第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24か月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。なお、第16条第1項に定めるベーシックプランからハイエンドプランへのプラン変更については、解約金は適用しません。</p> <p>また、一括でお支払頂いたお客様は、上記の解約金は発生致しません。</p>

- (注) 解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。
- (附則に記載の0円の期間が1か月にわたり適用される等、支払いを行わない月は、利用期間としてみなしません。)
- (注) 解約金は消費税の課税対象です。

【別紙5(サポートを提供するにあたり取得する情報)】

当社は、以下の情報を取得し、クラウドで保有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向けWi-Fiインターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。

- 1 モバイル端末のMACアドレス、機種情報、OSの種類、ブラウザの種類
- 2 モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信

量、通信先、通信速度の情報

【別紙 6（当社が別に定めることとする事項）】

第 12 条（契約者の地位の承継）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	インターネット接続回線のフレッツ光に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にその STARPAY Wi-Fi 契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認を持って、その STARPAY Wi-Fi 契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 13 条（契約者の氏名等の変更の届出）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、インターネット接続回線のフレッツ光に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が STARPAY Wi-Fi 契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を持って、その STARPAY Wi-Fi 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。請求書の送付先の変更については、第 13 条第 1 項から第 3 項の規定に準じます。

第 29 条（料金計算方法等）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める内容	契約者が支払いを要する料金等の額に対

	して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合
--	----------------------------

【別紙 7 (オプション料金表)】

(料金は税別)

	LAN 給電オプション ハイエンドプランの契約者について、LAN 給電装置を提供し、別紙 2 (提供する機能) に定める機能を提供するオプション	
タイプ	2 年タイプ	5 年タイプ
初期費用	0 円	
一括払い	19,200 円／台	24,000 円／台
月額利用料	800 円／台	400 円／台
解約金	第 7 条 (最低利用期間) で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間 (24 か月) に満たない月数に月額利用料を乗 じた額を、一括で支払っていただきます。 また、一括でお支払お頂いたお客様は、上記の解約金は発生致しません。	第 7 条 (最低利用期間) で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間 (60 か月) に満たない月数に 320 円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。 また、一括でお支払お頂いたお客様は、上記の解約金は発生致しません。

(注) 解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 2 年タイプから 5 年タイプへのタイプ変更時における最低利用期間は、2 年タイプの利用開始日

から 60 か月となります。なお 5 年タイプから 2 年タイプへのタイプ変更は行なえません。

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

(注) 1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

(注) 1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

	訪問修理オプション ハイエンドプランの契約者について、24 時間のサポート
--	--

	センタ受付、24 時間の訪問による故障対応を提供し別紙 2（提供する機能）に定める機能を提供するオプション
初期費用	0 円
月額利用料	500 円／台
最低利用期間・解約金	なし

(注) 1 のインターネット接続回線に複数の AP を契約している場合は、契約する全ての AP に訪問修理オプションの契約が必要です。

(注) 訪問修理の対象は、ハイエンドプランの AP 及びオプション機器 (LAN 給電オプション) となります。

(注) 訪問修理オプションは、フレッツ光契約者に提供します。

【別紙 8（最低利用期間）】

ハイエンドプラン 2年タイプ	1 の AP ごとに 24 か月
ハイエンドプラン 5年タイプ	1 の AP ごとに 60 か月
ベーシックプラン 2年タイプ	1 の AP ごとに 24 か月
LAN 給電オプション 2年タイプ	1 の装置ごとに 24 か月
LAN 給電オプション 5年タイプ	1 の装置ごとに 60 か月